

那覇市家庭的保育事業等の設置認可等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の15の規定による家庭的保育事業等の設置の認可、廃止又は休止の承認及び認可の取消しに関し、認可の基本方針、審査基準及び手続きその他必要な事項を定めるものとする。

(認可の基本方針)

第2条 市長は、家庭的保育事業等に関する設置の認可の申請があったときは、法第34条の15第3項による審査の結果に基づき、同条第5項の規定により同条第2項の認可をするものとする。

2 市長は、前項の規定に関わらず、法第34条の15第5項ただし書きの規定に該当すると認めるときは、同条第2項の認可をしないことができる。

(認可の申請)

第3条 法第34条の15第2項の認可に係る申請を行おうとする者は、事務を円滑かつ適正に行うため、申請前の協議(以下「事前協議」という。)を行わなければならない。

2 前項の申請は、家庭的保育事業等設置認可申請書(様式第1号)によるものとする。ただし、居宅訪問型保育事業に係る申請は居宅訪問型保育事業設置認可申請書(様式第2号)によるものとする。

(審査基準)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第39号。以下「基準条例」という。)で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、法第34条の15第3項各号に掲げる基準(当該申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、同項第4号に掲げる基準に限る。第5条において同じ。)によって、その申請を審査しなければならない。

2 法第34条の15第3項第1号の「必要な経済的基礎がある」とは、第1号及び第2号のいずれも満たすものをいうこととする。ただし、当該認可を受ける主体が他事業を行っている場合にあっては、第1号から第3号までのいずれも満たすものをいうこととする。

(1) 家庭的保育事業等の経営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。ただし、「不動産の貸与を受けて保育所を設置す

る場合の要件緩和について」(平成16年5月24日雇児発第0524002号、社援発第0524008号)に定められた要件を満たしている場合には、「必要な経済的基礎がある」と取り扱うことができる。

- (2) 家庭的保育事業等の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。
 - (3) 直近の会計年度において、家庭的保育事業等を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。
- 3 当該家庭的保育事業等の経営者(その者が法人である場合にあっては、経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。))とする。以下同じ。)が社会的信望を有すること。
- 4 法第34条の15第3項第3号の「実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは、第1号及び第2号のいずれにも該当するか、又は第3号に該当すること。ただし、第2号については、事業者の事業規模等に応じ、市長が認める場合に必要に応じて要件を課すこととする。なお、この場合の「保育所等」とは、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園及び家庭的保育事業等をいう。
- (1) 実務を担当する幹部職員が、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。
 - (2) 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会(家庭的保育事業等の運営に関し、当該家庭的保育事業等の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。)を設置すること。
 - (3) 経営者に、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

(こども政策審議会からの意見聴取)

第5条 市長は、法第34条の15第3項の審査の結果、その申請が基準条例で定める基準に適合しており、かつ、その設置者が同項各号に掲げる基準に該当すると認めるときは、那覇市こども政策審議会にその旨を報告し、意見を聴取しなければならない。

(設置の認可)

第6条 市長は、法第34条の15第3項に基づく審査の結果、その申請が基準条例

で定める基準に適合しており、かつ、その設置者が同項各号に掲げる基準に該当すると認めるときは、同条第2項の認可をするものとする。

(社会福祉法人等以外の場合の認可条件)

第7条 前条の場合において、その設置者が社会福祉法人以外の者である場合には、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 基準条例の基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。
- (2) 那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第38号)第33条の規定を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分を設けること。
- (3) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、第2号に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)及び借入金明細書(様式第3号)及び基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書(様式第4号)を作成すること。
- (4) 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、家庭的保育事業等を経営する事業に係る現況報告書を添付して、市長に提出すること。

前会計年度末における貸借対照表、前会計年度の収支計算書又は損益計算書など会計に関し市長が必要と認める書類

企業会計の基準による会計処理を行っている者は、家庭的保育事業等を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)借入金明細書(様式第3号)、基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書(様式第4号)

(認可等の通知)

第8条 市長は、法第34条の15第2項の認可をしたときは、家庭的保育事業等設置認可書(様式第5号)によりその旨を申請者に通知する。この場合において、前条に該当するときは、当該条件を記載しなければならない。

2 市長は、法第34条の15第2項の申請に係る認可をしないときは、速やかにその旨及び理由を家庭的保育事業等設置不認可通知書(様式第6号)により申請者に通知しなければならない。

(認可内容の変更)

第9条 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第36条の36に規定する事項の変更の届出は、家庭的保育事業等設置認可事項変更届(様式第8号)によるものとする。

(廃止又は休止)

第10条 法第34条の15第7項に基づき、家庭的保育事業等を廃止し、又は休止しようとする者は、廃止し、又は休止することの影響にかんがみ、廃止し、又は休止しようとする以前、相当の期間(廃止又は休止しようとする日の概ね3月前まで)余裕をもって、市長に協議しなければならない。

2 市長は、前項の協議において、設置者に対し次に掲げる事項を行なうよう求めるものとする。

(1) 保護者等関係者への説明

(2) 関係機関との連絡調整

(3) 転園を希望する児童に係る転園希望先保育所への情報提供等の便宜の提供

(4) その他市長が必要と認める事項

3 家庭的保育事業等を廃止し、又は休止しようとする者は、家庭的保育事業等廃止・休止申請書(様式第7号)により、市長に承認を求めるものとする。

4 市長は、承認の申請を受けたときは、地域の保育の実情を勘案し、必要な条件を付して、承認することができる。

5 市長は、前項の申請を承認するときは、家庭的保育事業等休止(廃止)承認書(様式第9号)により、承認しないときは、家庭的保育事業等休止(廃止)不承認通知書(様式第10号)により、その旨を通知するものとする。

(認可の取消し)

第11条 市町村長は、法第58条第2項の規定を踏まえ、家庭的保育事業等が法若しくは法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、当該家庭的保育事業等に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命じ、さらに当該家庭的保育事業等がその命令に従わないときは、期間を定めて事業の停止を命じることがあり、その際、当該家庭的保育事業等がその命令に従わず他の方法により運営の適正を期しがたいときは、認可の取消しを検討する。

ただし、当該違反が、乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であり、改善の見込みがないと考えられる場合については、速やかな事業の停止や認可の取消しを検討する。

付 則

この要綱は、平成27年3月10日から施行する。